

国立大学法人琉球大学東京オフィス規程

平成28年 2月10日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学東京オフィス（以下「東京オフィス」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）に、情報の収集及び発信、関係諸団体との連携等を行い、もって、本学の教育研究の進展並びに首都圏における活動の推進を図るため、東京オフィスを置く。

(位置)

第3条 東京オフィスの位置は、東京工業大学キャンパス・イノベーションセンター（東京都港区芝浦3丁目3番6号）614号室とする。

(利活用)

第4条 東京オフィスは、次の各号に掲げる本学が主催する活動のために利活用する。

- (1) 産学連携及び技術移転活動等の促進
- (2) 各種セミナー、会議等の開催
- (3) 研究シーズ等に関する情報提供
- (4) 技術相談、共同研究等に関する打合せ
- (5) 文部科学省、他大学等に関する情報収集及び連絡
- (6) 同窓会組織等との連携活動
- (7) 入試広報及び就職支援
- (8) COCプラス事業等に係る東京サテライトキャンパスの運営
- (9) その他東京オフィスの目的を達成するために必要な活動

(オフィス長)

第5条 東京オフィスにオフィス長を置き、研究・企画戦略担当の理事をもって充てる。
2 オフィス長は、東京オフィスの業務を掌理する。

(運営協議会)

第6条 本学に、国立大学法人琉球大学東京オフィス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 運営協議会は、次に掲げる事項を審議する。
(1) 東京オフィスの利活用の基本方針に関すること。
(2) 東京オフィスの整備及び予算に関すること。
(3) その他東京オフィスの運営管理に関すること。

(運営協議会の組織)

第8条 運営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) オフィス長
(2) 学長が指名する理事又は副学長

- (3) 総合企画戦略部長
- (4) 総務部長
- (5) 財務部長
- (6) 学生部長
- (7) その他オフィス長が必要と認めた者 若干人

(委員長)

第9条 運営協議会に委員長を置き、オフィス長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営協議会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(事務)

第10条 東京オフィスに関する事務は、関係部局の協力を得て、総合企画戦略部研究推進課において処理する。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営協議会に関する事務は、関係部局の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、東京オフィスの利活用に関し必要な事項は、運営協議会の議を経てオフィス長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年2月10日から施行し、平成28年2月1日から適用する。